

離婚届の書き方と注意

離婚届

お問い合わせ

〒427-8501

静岡県島田市中央町1番の1
島田市役所市民課

TEL0547-36-7194(直通)

令和 年 月 日届出

静岡県島田市 長 殿

協議離婚の場合、証人は2人必要です。空欄のないよう、必ず証人の方ご本人が記入してください。押印は任意です。
成年者(18歳以上)であればどなたでもかまいません。
裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。

- 婚姻中の氏名を記入してください。
- 届出時点の住所を記入してください。方書(アパート、マンション等)がある場合は、方書も記入してください。離婚の届出と同時に住所変更の届出(転居または転入)をする場合は、新しい住所・世帯主を記入してください。
- 婚姻中の本籍を記入してください。本籍は戸籍のあるところです。筆頭者とは戸籍の最初に記載してある人です。
- 実父母の氏名を記入してください。父母が離婚している場合は現在の氏名を記入してください。
- あてはまる所にし点を記入してください。裁判所が関与しない、ご夫婦の意思に基づく離婚は「協議離婚」です。それ以外はすべて裁判所が関与する離婚です。
- 未成年のお子さんがある場合は、父母のどちらかが離婚後に親権を行うのか必ず決めなければなりません。お子さんの氏名を夫か妻どちらかの欄にご記入ください。複数の場合でも、それぞれの氏名を省略しないで下さい。※届書右下欄の面会交流、養育費の分担について、当てはまるものに必ずし点を記入してください。
- 届出時点で住民票上夫妻ともに同じ住所の場合は、同居を始めた年月のみ記入し、別居した年月・別居前の住所については空欄にしてください。
- 別居前の世帯の主な仕事にし点を記入してください。仕事をしている人が複数いる場合は一番収入の多い人の仕事にし点を記入してください。

(よみかた)	夫		妻	
氏名	この氏名	この氏名	この氏名	この氏名
生年月日	昭和45年 4月 1日	昭和50年 11月 3日		
住所	〇〇県〇〇市富士見4丁目 番地 2番 1号		〇〇県〇〇市朝日町3番地の5 番地 101号	
本籍	〇〇県〇〇市富士見4丁目2番		〇〇県〇〇市東青山 2111番地	
筆頭者の氏名	甲野 太郎		甲野 花子	
父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 甲野 太郎	続き柄 二男	妻の父 乙川 和夫	続き柄 長女
母	良子		恵子	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	〇〇県〇〇市大字柳町2番地5番		〇〇県〇〇市東青山 乙川 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子		妻が親権を行う子 甲野 健一 甲野 裕子	
同居の期間	平成2年 3月から (同居を始めたとき)		平成20年 9月まで (別居したとき)	
別居する前の住所	〇〇県〇〇市富士見4丁目2番 1号			
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年々・の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人 署名押印	夫 甲野 太郎 (印)		妻 甲野 花子 (印)	

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 押印	田中 明子 (印)	鈴木 幸子 (印)
生年月日	昭和20年 1月 1日	昭和50年 5月 3日
住所	〇〇県〇〇市富士見7丁目 番地 17番 12号	〇〇県〇〇市高砂町6丁目 12番地の10番
本籍	〇〇県〇〇市富士見7丁目 17番地	〇〇県〇〇市東青山 2111番地

戸籍の筆頭者でない方は、離婚後の氏と戸籍を次の3つから選んでください。
※婚姻前に養子縁組をしている場合は、配偶者の氏を名乗っている方も筆頭者になっていることがあります。

- 婚姻前の氏に戻り、もとの戸籍に戻る(既に除籍になっている場合は戻れません)
- 婚姻前の氏に戻り、自分で新戸籍をつくる(左の例)
- 婚姻中の氏をそのまま使い、自分で新戸籍をつくる

③の場合は左の欄に何も記入しないで下さい。別の用紙で「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を離婚届と同時に提出してください。
離婚届を提出し、一度婚姻前の氏へ戻った方も、離婚の日から3か月以内であれば、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出することによって、婚姻中の氏を使用できます。

記入の注意

- 鉛筆や消えるボールペンで書かないでください。
- 持参するもの
 - 離婚届 1枚
 - 夫妻の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※届出地に本籍がある方は不要です。
 - 届出人(夫と妻)の印鑑(届書に押印した方のみ)
 - 届書を持参された方の運転免許証等(官公署が発行した顔写真付き身分証明書) ※本人確認のため
 - そのほかに必要なもの
 - 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
 - 和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
 - 審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
 - 認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書
 - 住所を変更される方は窓口で異動の届(転入・転居・世帯変更等)をしてください。
 - 住所の異動は平日のみ手続きできます。
 - 他市から転入される方は転出証明書の添付が必要です。
 - 届出人は夫及び妻双方ですが、届出人の作成した届書を持参するのは代理の方でも可能です。
 - 一方が外国人または外国人同士の離婚の場合は取扱いが異なりますので、事前にお問い合わせください。

必ず本人が婚姻中の氏名を署名してください。押印は任意です。
裁判離婚の場合は申立人または訴えの提起者が署名してください。
裁判離婚の時は相手の署名欄は空欄で結構です。

日中連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。
携帯電話の場合はどなたの番号か氏名を記入してください。

連絡先
電話090(〇〇〇) ××××
自宅・勤務先[] (甲野太郎)